

公益財団法人 養老町スポーツ連盟 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人養老町スポーツ連盟と称し、外国に対しては、Yoro-cho Sports Federation (YSF) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県養老郡養老町に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、スポーツを普及振興して、町民の体力向上を図るとともに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツの振興のための基本方針を確立すること。
- (2) 養老郡体育協会及びその他各種団体との連絡調整に関すること。
- (3) 加盟団体の強化発展と相互の連絡調整に関すること。
- (4) 町民総合体育大会等の開催に関すること。
- (5) 各種大会への選手団の派遣に関すること。
- (6) スポーツ教室、講習会、指導者養成等に関する各種事業の実施及び援助に関すること。
- (7) 競技力の向上及び生涯スポーツの普及・振興に関すること。
- (8) スポーツ少年団の育成に関すること。
- (9) スポーツ施設の整備拡充の促進に関すること。
- (10) スポーツに関する調査、研究に関すること。
- (11) スポーツの宣伝、啓発に関すること。
- (12) 体育功労者並びに優秀な選手、チーム及び監督の表彰に関すること。
- (13) スポーツ活動を通じた国際交流の推進に関すること。
- (14) その他この法人の目的達成に必要な事業を行うこと。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、資金運用規定を設け、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、3カ月以内に会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 評議員及び役員の名簿
- (3) 評議員及び役員の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 3 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員25人以上35人以内を置く。

(選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1人、監事1人、事務局員1人、次項の定めに基づいて選任された外部委員2人の合計5人で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、その過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときはその旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するとき、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第13条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事、監事の報酬等の額
 - (3) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- (1) 定時評議員会は、年1回毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。
- (2) 臨時評議員会は、年1回毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合はいつでも開催することができる。

(招 集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第18条 会長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という。)第182条第2項による電磁的方法を含む。)

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決 議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 評議員会で選出された議事録署名人2人以上並びに会長及び議長は、前項の議事

録に記名押印する。

(評議員会規程)

第21条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規程による。

2 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により選出する。

第6章 役員等

(役員)

第22条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上20人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長、1人を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長と専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、その業務を執行する。

4 専務理事は、日常業務を総括する。

5 会長 副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができるとともに、各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査する。

(任 期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間までとする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても第22条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。

2 前項について評議員会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長等)

第29条 この法人に名誉役員として名誉会長1人、顧問及び参与をそれぞれ若干人置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の名誉会長及び会長であった者並びにこの法人若しくはスポーツの振興に寄与した者のうちから理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。

4 参与は、この法人若しくはスポーツの振興に寄与した者のうちから理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。

5 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

(名誉会長等の職務)

第30条 名誉会長は、この法人の運営に関し意見を述べることができる。

2 顧問及び参与は、会長若しくは理事会の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べるすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、会長とする。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会で定めた、副会長が理事会を招集し、議長を務める。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 スポーツ少年団

(設置)

第36条 この法人に、養老町内のスポーツ少年団によって構成する養老町スポーツ少年団を置く。

2 養老町スポーツ少年団について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定め

(業務)

第37条 養老町スポーツ少年団は、第4条(8)、その他これに関連する事業に関

して理事会の決議に基づき実施する。

第9章 加盟団体・賛助会員

(加盟団体・賛助会員)

第38条 この法人は、次の各号の一に該当するものを加盟団体とする。

- (1) 養老町内を統括する競技スポーツ団体であって、この法人に加盟したもの。
- (2) 養老町内を統括する体育団体であって、この法人に加盟したもの。
- (3) 前2号に定めるもののほか、この法人がスポーツの振興をするうえで特に必要と認められる養老町内を統括するスポーツ関係団体であって、この法人に加盟したもの。

2 この法人の趣旨に賛同し、事業を援助する個人及び法人会員を賛助会員とする。賛助会員は別に定める規程に基づき、会費を納入しなければならない。

(加盟)

第39条 前条の加盟団体となろうとする団体は、理事会及び評議員会において、理事及び評議員の3分の2以上の同意を得て加盟することができる。

(加盟団体分担金)

第40条 加盟団体は、別に定める分担金を毎年納入する。

(脱退)

第41条 第38条の加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会において、理事及び評議員の過半数の同意を得なければならない。

2 この法人は、第38条の加盟団体が同条の資格を失ったとき又は加盟団体として不適当と認められるときは、理事会及び評議員会において、理事及び評議員の過半数の同意を得て、これを退会させることができる。

(加盟団体に関する必要事項)

第42条 前4条に規定するもののほか、加盟団体について必要な事項は理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

第10章 専門委員会

(専門委員会)

第43条 この法人には、理事会の議決を経て専門委員会を設けることができる。

- 2 専門委員会は、第4条の事業に関して調査、研究をする。
- 3 専門委員会は、理事会から委託された職務について審議し、理事会の了承を得てこれを処理する。

(名称等)

第44条 専門委員会の名称、構成、その他必要な事項については、理事会の議決を経て別に定める。

(委員長)

第45条 専門委員会には、委員長及び副委員長を置き、会長が委嘱する。

第11章 定款の変更、及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 事務局

(設置等)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第14章 補則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は松永武彦、副会長は小寺哲雄、上野えみ子、専務理事は田中健一とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

村上 毅 田中逸郎 細川 剛 西脇孝子 近藤 均 大矢啓堂 広瀬一雄

小池徳久 田中成寿 水谷正美 辻本伊之彦 前川芳見 矢田貝 光 高橋了三
佐久間 忠 檜原雅治 田中義男 日比 敏 井上三也男 佐藤 暉 佐藤修吾
日比野繁実 中川昌昭 竹中 学 寺倉敏博 縣 芳位 中村幹雄

- 5 この法人の公益法人の設立の登記後の理事及び監事の任期は、平成25年に開催される定時評議員会の終了時までとする。

附 則

この定款の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月26日評議委員会決議「第5条基本財産の資金運用規程制定による別表第1の削除」)